

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第5項の規定により土木・建築工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課

建設部	都市政策課、都市整備課、道路河川課 公園緑地課、施設整備課、建築指導課
教育委員会	教育政策課

令和3年3月31日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 加 藤 信 康

同 中 尾 薫

監 査 報 告 書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する財務監査

2 監査の対象

(1) 建築工事

ア 別府西中学校管理教室棟外新築工事（施設整備課、教育政策課）

イ 旧南小学校跡地活用事業公共施設整備業務（都市政策課、施設整備課）

ウ 別府市亀川地区市営住宅集約建替事業（建築指導課、施設整備課）

(2) 土木工事

ア 別府西中学校第1グラウンド整備工事（道路河川課、教育政策課）

イ 令和2年度鉄道南北1号線道路整備工事（都市整備課、道路河川課）

ウ 令和2年度鉄輪地獄地帯公園整備工事（公園緑地課）

3 監査の着眼点

工事に係る財務事務及び計画、設計、施工、監理等技術面における事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

(1) 監査専門委員による設計図書の審査

(2) 監査委員及び監査専門委員による担当課からの事業概要、執行状況等に関する説明聴取及び質疑応答

(3) 監査委員及び監査専門委員による工事施工場所における実地確認

なお、監査を実施した委員は次のとおりである。

別府市監査委員	恵 良 寧
同	加 藤 信 康
同	中 尾 薫
別府市監査専門委員	黒 木 正 幸（建築工事）
同	一 宮 一 夫（土木工事）

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員室、4F-1会議室、各工事実施場所等
- (2) 実施日程 令和3年1月21日から令和3年3月31日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正な事務執行がなされていると認められた。

なお、個別の結果については次のとおりである。

(1) 建築工事

ア 別府西中学校管理教室棟外新築工事（施設整備課、教育政策課）

工事はほぼ完了しており、工事自体は適正に実施されていると判断する。

本施設は少子高齢化や人口減少などを踏まえた学校規模の適正化の取り組みの中で、山の手中学校と浜脇中学校を統合し、思いやりを育み、地域とともに歩む学校を目指したものであり、その趣旨が十分に反映された建物になっていると評価する。

本施設は大規模災害時には避難場所として機能することも期待され、体育館で新耐震天井が採用されるなど新しい技術が取り入れられている。ただし、新しい技術は実際の地震による有効性の検証が必ずしも十分でないこともある。地震が発生した際には、速やかに被害確認を行われたい。

イ 旧南小学校跡地活用事業公共施設整備業務（都市政策課、施設整備課）

工事は完全に竣工しており、工事そのものに問題はないと評価する。

本施設は保育所、子育て支援センター、児童館、地域交流センター、多目的広場の機能を有し南部地区のコミュニティの拠点とするために整備された。事務室が各機能別に設けられ全体に対して管理スペースの占有率が高めであるが、コンクリート造以外の間仕切り壁が多く用いられ、間取り変更の柔軟性は高いと評価できる。地区住民の年齢構成の変化に応じて各機能の面積を増減するなどして、施設全体の有効利用に努めてほしい。

また、本施設は朝見川沿いに立地しているのが特徴である。津波や洪水時の一次的な避難場所としての安全性については、継続的に評価が行われることを期待する。

ウ 別府市亀川地区市営住宅集約建替事業（建築指導課、施設整備課）

本工事は亀川住宅、内竈住宅、浜田住宅を集約して建替えるものであり、住棟は7階建と8階建がそれぞれ2棟の合計4棟からなる。コンクリート工事は上層階を残して完了し、下層階では内装工事が始まっており、工事は適正に実施されていると判断する。竣工まで工期・品質・安全について工事管理を徹底されたい。

7階建住棟の最上階に避難場所を兼ねた集会室が配置されている。避難場所としては津波等に対する緊急避難の場所なのか、災害時の避難生活の場所なのか、対象者はどの範囲なのかを整理し、対象者に利用方法の周知を図られたい。

本施設では上下住戸間の遮音性の向上のため二重構造となった新しい床システムが採用されている。その効果を使用性や耐久性を含めて総合的に評価し、将来の施設整備にも活かされることを期待する。

（2）土木工事

ア 別府西中学校第1グラウンド整備工事（道路河川課、教育政策課）

本工事業の事業目的は、「山の手中学校と浜脇中学校を統合してできる別府西中学校のグラウンドを整備するもの」とされている。

まず、「別府西中学校」の新設の背景ならびに具体的な工事内容について説明があった。

設計金額の積算根拠に関する質問に対しては、大分県の積算基準に則したものであり、標準的な金額であるとのことであった。

施工面積8,915㎡の根拠については、野球、サッカー、陸上などの競技ができる十分なスペースを確保するために1辺およそ90mの方形のグラウンドが必要であったこと、建設地の旧西小学校は校舎とグラウンドが市道で2分されており、生徒の安全性ならびに移動時間の短縮のために市道をグラウンドに取り込んで整備をしたことなどが説明された。

豪雨時の流水による周辺住宅地への影響に対する配慮についての質問に対しては、十分な排水能力を有することを排水流量計算で確認をしていること、排水経路を2系統設けており、雨水が集中しないように設計されているとのことであった。

強風時のグラウンドの風砂による周辺住宅への影響についての対策については、グラウンド舗装工に針葉樹チップを混合した真砂土舗装を採用することで対応しているとの回答であった。実際にグラウンドに立って状態を確認したところ、飛砂対策に加えて生徒の体への負担軽減効果も期待できることから、教育機関施設として望ましい状況であると判断した。

なお、工事に関連する資料は十分に整っていた。監査当日は、竣工前であったが、予定通りに工事が進捗していることを確認した。

イ 令和2年度鉄道南北1号線道路整備工事（都市整備課、道路河川課）

本工事の事業目的は、「本工事個所は歩道舗装面の損傷が激しく、車両乗り入れ部も多く波打ち歩道となっているため、歩行者の通行に支障をきたしている。よって、段差の解消等により通学路の安全性を確保し、歩行者が安心して通行できる道路環境を整備し、交通安全を図る。」とされている。

まず、本工事は平成25年から開始した事業（全長1.76km、1.4kmは整備済み）の一環として行うもので、令和2年度は145.9mが整備対象であることが説明された。

請負金額が当初金額に対しておよそ7.6%増加したことについては、契約後に警察との協議により横断歩道新設などの要望があり、そのための工事費用であるとのことであった。

技術的な特徴に関する質問に対しては、排水性舗装を採用しており、その結果、降雨時のタイヤスリップ事故抑制、騒音防止による近隣の生活環境への配慮などが期待できること、一方で施工コストは従来工法のおよそ1.5倍、およそ20年の耐久性を想定していることなどが説明された。

歩道幅が十分に確保されているかの質問に対しては、車椅子の走行には1m以上を確保する必要があるのに対して、最も狭いところでも1.8mであるとのことであった。

なお、本工事の協議に関する資料のうち、現場施工の一部の写真に不鮮明なところがあったので改善を指摘した。その他は非常によく整っていた。また、現地監査により本工事は計画通りに施工されていることを確認した。

ウ 令和2年度鉄輪地獄地帯公園整備工事（公園緑地課）

本工事の事業目的は、「別府市総合計画に掲げている「1日中過ごせる公園の実現」のために公園区域の拡大整備を行い、公園の機能拡充を図ることを目的としている。」とされている。

まず、本工事は、4ヵ年かけて行っている工事の3年目であること、隣接している区域では、都市公園法の公募設置管理制度に基づく公募事業として、収益施設や特定公園施設（公共スペース）の整備を行っており、令和3年度4月末の開業・開設を目指していることが説明された。

工事内容は、敷地造成工（掘削、盛土）、法面工（植生工など）、雨水排水設備工（側溝設置など）、園路広場整備工（カラー舗装など）、管理施設整備工（転落防止柵など）等、公園整備としては一般的なものであり、技術面で特に指摘すべき事項は認められなかった。

一方、公園機能としては、災害時の避難場所としての設備の充実が求められる。地域住民に加えて、県外からの観光客に対しても気象条件の急変に対応できる配慮が加わることで、被害の最小化ならびに「観光客の安全を最優先に考えた別府市」としてイメージ向上にもつながると考える。

なお、工事に関する資料は十分に整っていた。現地監査により本工事は計画通りに進捗していることを確認した。